

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

奈良工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評

◇： 価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。

資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導

◆： いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	奈良工業高等専門学校
2. 所在地	奈良県大和郡山市矢田町22番地
3. 学科等の構成	準学士課程： 機械工学科、電気工学科、電子制御工学科、情報工学科、物質化学工学科 専攻科課程： システム創成工学専攻、物質創成工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：システム創成工学専攻、物質創成工学専攻） JABEE認定プログラム（専攻名：システム創成工学専攻） その他（なし）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数： 1,115人 教員数： 専任教員71人 助手数： 0人
(2)特徴	
奈良工業高等専門学校（以下、本校という）は、高度成長期に5年制の高等教育機関として、昭和39年に2学科（機械工学科：2学級、電気工学科：1学級）が創設され、昭和44年には化学工学科が増設、さらに、県下に学部相当の工科系の高等教育機関を持たなかったことから、社会が必要とする工学の分野拡大や時代の要請に対応して、昭和61年に情報工学科の新設、平成2年に機械工学科の分離改組による電子制御工学科の設置、平成9年には化学工学科を物質化学工学科へ改組し、いち早く生物系コースを導入し、現在は一般教育及び専門教育を5学科体制で実施しており、平成26年には学校創立50周年を迎えた。 本校では技術者育成の期待に応えるべく、中学校卒業後という早い年齢段階から5年間の一貫した専門職業教育、理論的な基礎の上に立っての実験・実習・実技を重視した実践教育、また寮や各種クラブ等の課外活動を通して指導と支援を行ってきた。その教育成果は広く産業界や大学から高い評価を得る等、独自の複線型学校制度として定着している。さらに高度な教育を目指し、2年制の専攻科が全国の高専に先駆けて、平成4年に3専攻（機械制御工学専攻、電子情報工学専攻、化学工学専攻）が設置され、時代に即応した人材育成を柔軟に行い、成果を挙げてきている。特に専攻科では特別研究活動を重視しており、論文や国際会議を始めとする学会での発表件数は、令和元年度は延べ118人、学協会から表彰された学生は過去3年間で延べ54人となっている。（ただし、令和元年度は新型肺炎のため、年度末の学会はほとんど中止となっているので、実質2年分と考えたい）平成29年には特例認定を受け、原則専攻科修了生は大学改革支援・学位授与機構から学位を取得している。 本校の卒業生は、準学士課程（8,619名）・専攻科課程（916名）で一部上場・地元企業や大学・高専等各界で活躍している。令和元年度では、準学士の約60%が専攻科・大学へ、専攻科修了生の71%が大学院に進学しており、求人企業は令和元年度で1,120社となっている。	

また、本校では多様な人材の確保と国際化の流れの中で、昭和55年に工業高校から編入学生を、昭和58年には留学生の受入れを開始している。留学生受入とは別に、（独）国際協力機構（JICA）のプロジェクトに参画し、インドネシアとタイに長期・短期専門家として教員を派遣するとともに、トルコからの外国人受託研修員を受入れる等開発途上国の技術教育支援を積極的に進めている。

平成29年4月には「グローバル教育センター」を創設し、グローバル工学協働教育プログラム、国際交流および関連した報告会・特別講演会、学生向けの国際交流関係の窓口を一元化する教育環境整備、交流協定に基づく協働ネットワーク構築を実現している。なかでもグローバル工学協働教育プログラム（GECEP）は正課外の特別プログラムとして、グローバル・プロフェッショナルリーダーに必要とされる基礎的な能力として、『A. 英語によるコミュニケーション力』、『B. 異文化および日本文化の理解力』、『C. 専門分野におけるグローバルコミュニケーション力』の3つを設定し、そこから国内外協定校との協働教育を介してグローバル視点でのSPIC力（Solution：課題解決能力、Publication：研究成果の発信力、Identity：独自性と独創性、Collaboration：協調性・共同研究力）を涵養し、国際社会でイノベーションを牽引できるプロフェッショナルリーダー人材の育成をめざすもので、本プログラムの修了生に対しては、修了証を授与している。

また、同様な正課外のプログラムとしてしなやかエンジニア教育プログラムを令和元年度から立ち上げた。『確かな工学の知識・技術』、『社会・生活と技術をつなぎ、新たな価値を創造するための感性とそれを形にする表現力』、『ダイバーシティーな環境におけるリーダーシップ』を有する人材を育成する。という3つの目標を掲げ、多様な担い手が集まる生産、開発現場において、新しい価値を持ったモノ・コトを作り出すことができる「豊かな感性・表現力」を備えたエンジニアリーダーの育成を目的とし、修了生に対しては、修了証を授与している。

平成16年4月からの独立行政法人化に伴って、新しい時代に向けた本校の教育指針として、従前からの教育理念である「創造の意欲」「幅広い視野」「自律と友愛」の三つの標語をベースに据えつつ「国際社会でも活躍しうる豊かな人間性と独創性を有した、実践的かつ専門的技術者及び研究者を育成すること」と定めている。さらに本校では、準学士課程4～5年と専攻科を対象として「豊かな人間性」「工学の基礎知識」「コミュニケーション能力」「新規システムを創成する能力」を目標にした「システム創成工学」教育プログラムを設けており、この教育プログラムは日本技術者教育認定機構（JABEE）から工学（融合複合・新領域）関連分野において認定を受けた。平成29年の専攻科改組に前後し、より緊密なシステム創成の教育を目指してシステム創成工学専攻の単独プログラムとなっている。

本校は高等教育機関の使命の一つである地域密着型を基軸にした産学官連携事業等を推進している。地域や近隣の産業界（奈良県、八尾市、東大阪市）等の共同研究、受託研究を通して、学生のインターンシップの充実を図り、教育・研究支援の一助としている。特に、平成16年に協定調印された地元大和郡山市と本校との学市連携事業「スーパーサイエンスの達人派遣」は、各方面から高い評価を受け、本事業をベースとして専攻科生の問題解決型学習（PBL）をも包含した取組、「サイエンス・『ものづくり』・地域力の展開」事業が、平成17年度の文部科学省「大学改革推進等補助金（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）」（現代GP）に採択された。

さらに、平成19年度には、文部科学省科学技術戦略推進費（旧科学技術振興調整費）「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムに「元気なら組み込みシステム技術者の養成」が5年間の継続事業として採択され、地域との連携による地域再生に向けた取組を実施した。最近では平成27年度に、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」において、本校と奈良女子大学との協働による取組み『共創郷育：「やまと」再構築プロジェクト』が採択され平成28年度より奈良県立大学が参画し、それぞれの大学、高専の特色と強みを活かし、「教育支援活動」（教育・研究）と「就職支援活動」（雇用創出・人材定着）を柱とした事業

展開を計っている。

本校の対応組織として産学交流室を産学協働研究センターに改組し、本校から地域に向けての情報発信基地としての機能と、地域企業からの技術相談窓口としての機能を持ち、奈良県だけでなく東大阪・八尾・けいはんな等周辺地域の産学官金連携の拠点としての役割を担っている。

加えて、多様な人々の社会参加という流れ、さらにそのニーズに応えるために、平成24～25年度国立高等専門学校機構男女共同参画推進モデル校の指定を受け、それ以降も工学系高等教育への女性参加を進めるため、「男女共同参画推進委員会」を組織化することで、女性教職員の比率向上、女子学生の比率向上及びキャリア教育の充実、女子学生及び女性教職員のための安全かつ快適な修学・就労環境の整備に取り組んでいる。

II 目的

1. 目的及び目標

1 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 本校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（奈良工業高等専門学校学則第1条）

専攻科は、高等専門学校本科における教育の基礎の上に、精深な程度において工学の高度な専門的知識と技術を教授するとともに、その研究を指導することにより、広く産業及び学術の発展に寄与することを目的とする。

（奈良工業高等専門学校学則第31条）

2. 人材養成目的

【本科】

・機械工学科

幅広い産業分野における設計開発、生産技術、品質管理等の分野に対応できる基礎解析能力、課題解決能力、そしてコミュニケーション能力などを身につけた社会の発展に貢献できる機械系技術者・研究者となりうる人材を養成する。

・電気工学科

電気・電子工学の基礎理論と「電子回路」、「電力・エネルギー」、「電気電子材料」、「情報通信」の各分野についての知識と技術を身につけ、地球環境に配慮しながらIoTを活用して幅広い産業分野で活躍でき、協調性と倫理観を持った電気系技術者・研究者となりうる人材を養成する。

・電子制御工学科

工業技術分野における機械・電気電子・情報・計測制御などに関する幅広い知識を融合・発展させることができ、基礎・先端分野で国際的に活躍しうる豊かな人間性と独創性を有し、複雑なシステムに関する問題解決能力を身につけたシステム系技術者・研究者となりうる人材を養成する。

・情報工学科

情報化社会の新たな問題を解決するために必要とされる情報技術、コンピュータ、ネットワークおよびセキュリティに関する知識、技術、問題解決能力を身につけた情報系技術者・研究者となりうる人材を養成する。

・物質化学工学科

産業構造の変革と技術の高度化に対応し、環境、バイオ、エネルギー及び新素材等の先端技術を担える能力を身につけた化学系技術者・研究者となりうる人材を養成する。

(奈良工業高等専門学校学則第7条の2)

【専攻科】

システム創成工学専攻

・機械制御システムコース

機械・電子情報・制御工学等の知識を基礎に、より高度な設計能力、システム開発能力、メカトロニクス技術能力を身に付けた技術者・研究者となりうる人材を養成する。

・電気電子システムコース

電気電子工学の基礎理論、電力システム、電気電子材料・機器、情報通信システムなどに関連する高度な知識と技術を修得し、新たなシステム創成で社会に貢献する技術者・研究者となりうる人材を養成する。

・情報システムコース

コンピュータのハードウェア・ソフトウェア・ネットワークに関する知識を基礎に、高度な情報工学に関する技術と問題解決能力を身に付けた技術者・研究者となりうる人材を養成する。

物質創成工学専攻

時代の動向に対応し、環境、バイオ、エネルギー、新素材等の先端的研究開発やこれらを融合した新規プロセスの構築に必要な能力を身に付けた国際的に活躍できる技術者・研究者となりうる人材を養成する。

連携教育プログラム

各専攻、コースの人材養成目的に加え、分野横断的俯瞰力を備え、地域社会に貢献する技術者・研究者となりうる人材を養成する。

(奈良工業高等専門学校学則第32条の2)

Ⅱ 基準ごとの自己評価

基準1 教育の内部質保証システム

評価の視点 【重点評価項目】 1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】 観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 【留意点】 ○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1-1-④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。	◇実施の方針が明示されている規程等		
■ 定めている	資料1-1-1-(1)-01 「奈良高専における自己点検評価を実施するための方針に関する規程」	学則：第63条、点検・評価規程：第6条	
	資料1-1-1-(1)-02 「奈良高専における教育の質保証の実施方針に関する資料」		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
■ 整備している	資料1-1-1-(1)-02 「奈良高専における教育の質保証の実施方針に関する資料」	本校では、全学、カリキュラム（学科レベル）、科目（担当教員グループ）の各レベルでP D C Aサイクルを実施	再掲

(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等） 資料1-1-1-(1)-01 「奈良高専における自己点検評価を実施するための方針に関する規程」 資料1-1-1-(3)-01 「奈良高専における自己点検評価の基準・項目に関する資料」 資料1-1-1-(3)-02 「自己点検評価チェックリスト」	点検・評価規程：第5条	再掲
【重点評価項目】 観点1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01 「根拠となるデータや資料の収集状況がわかる資料」		
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-02 「データや資料の収集・蓄積の担当組織、責任体制」	資料1-1-2-(1)-02の責任体制の元、自己点検評価書（総務）、授業アンケート（教務）、公開授業（教務）、修了生およびその進路先へのアンケート（専攻科）を毎年実施している。また、教育の質保証として最近始めた取り組みも多い。取り組みをまとめた規程等は検討中である。	
	資料1-1-1-(1)-01 「奈良高専における自己点検評価を実施するための方針に関する規程」	点検・評価規程：第3・4条	再掲
	資料1-1-1-(1)-02 「奈良高専における教育の質保証の実施方針に関する資料」	第4・5条	再掲

(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。） 資料1-1-1-(1)-01 「奈良高専における自己点検評価を実施するための方針に関する規程」 資料1-1-2-(2)-01 「自己点検評価の実施状況がわかる資料」 資料1-1-2-(2)-02 「総務委員会から改善の提案」 ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。 資料1-1-1-(1)-01 「奈良高専における自己点検評価を実施するための方針に関する規程」 本校では毎年度、自己点検評価が実施され、運営諮問会において外部有識者の点検・評価も受けている。資料1-1-1-(1)-01、「奈良高専における自己点検評価を実施するための方針に関する規程」に明示されているように、今後も毎年度、実施する予定である。学校組織であり、年度進行で行事等があり、年度ごとの実施が適切であると判断する。	点検・評価規程：第6条 点検・評価規程：第6条	再掲 再掲
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。） 資料1-1-2-(3)-01 「自己点検評価報告書等の公表状況がわかる資料」	資料後半に示したとおり令和2年度からは、Web公開が決定している。	
【重点評価項目】 観点1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教員 ■ 職員 ■ 在学生 ■ 卒業（修了）時の学生 ■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。） 資料1-1-3-(1)-01 「教員による相互評価（教員頭彰）」 資料1-1-3-(1)-02 「遠隔授業に関する教員アンケート資料」 資料1-1-3-(1)-03 「公開授業実施に関する資料」 資料1-1-3-(1)-04 「保護者からの授業参観（公開授業）アンケート」 資料1-1-3-(1)-05 「女子学生及び女性教職員からの意見聴取とその対応」	【教員】年1回実施 【教員】Formsで実施 【教員・保護者】年2回（前期・後期）実施 【教員・保護者】任意提出のため回収率は不明 【職員・在学生（女子学生）】	

■ 保護者 ■ 就職・進学先関係者	資料1-1-3-(1)-06 「授業アンケート実施に関する資料」	【在学生】	
	資料1-1-3-(1)-07 「授業アンケート報告書に関する資料」	【在学生】最新の授業アンケートにおいては総回答数のべ3,606人、履修者数のべ3,809人、回収率は94.7%。	
	資料1-1-3-(1)-08 「ポリシー並びに学習に関するアンケート結果を示す資料」	【在学生】対象は本科の学生、1,024人。回収率は38%。	
	資料1-1-3-(1)-09 「遠隔授業に関するアンケート」	【在学生】学生と教員の関係は良好であり、在校生からの要望や意見は、担任や指導教員が吸い上げて、科内会議などからフィードバックされることが多かった。一方今年度のような特殊な状況ではアンケートや調査がなければ、学生の要望や意見を聴取できないため、資料1-1-3-(1)-09のようなアンケートを実施した。今後も継続的に学生の要望や意見を聴取することを検討している。	
	資料1-1-3-(1)-10 「学生からの意見聴取状況がわかる資料」	【在学生】年1回実施	
	資料1-1-3-(1)-11 「意見聴取（卒業・修了時）の結果に関する資料」	【卒業（修了）時の学生】	
	資料1-1-3-(1)-12 「意見聴取（卒業後）の結果に関する資料」	【卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生】	
	資料1-1-3-(1)-13 「意見聴取（JABEE修了生）の結果に関する資料」	【卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生】	
	資料1-1-3-(1)-14 「意見聴取（進路先）の結果に関する資料」	【就職・進学先関係者】	
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-15 「自己点検・評価報告書へのアンケート記載依頼」	上記の聴取の結果は、直接各部門や会議等に報告され、改善の対応を行なっていたため、これまでの本校の自己点検評価報告書には、各種聴取の結果などは記載していなかった。令和元年度に資料1-1-1-(3)-02、「自己点検評価チェックリスト」のような点検の文書化を始めた。令和2年度作成分から、意見聴取の結果と点検・講評を記載するように令和2年7月の運営会議で校長補佐（総務担当）から各部門長等へ依頼した。この取り組みを進めて規程の改定等を検討する予定である。	
	(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所	
【在学生の意見聴取】 ■ 学習環境に関する評価 ■ 学生による授業評価 □ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）		1-1-3-(1)に記載の通り、奈良高専の自己点検評価報告書には、上記アンケートなどの記載はされてこなかったもので、該当箇所は示せない。以下では各個アンケートの集計および改善プロセスの例示資料を掲げる。	
	資料1-1-3-(2)-01 「アンケート結果のまとめに関する資料」	【在学生の意見聴取】	
	資料1-1-3-(2)-02 「学生による点検評価と改善の資料」	【在学生の意見聴取】平成27年度の授業アンケートにてシラバスの活用度が大変低く、その改善を探ってきた。改善策として冊子媒体で学生に配布していたものをWebに移行し、いつでも確認できるようにした。さらに、平成28年度から各年度の各科目の授業開始時に、担当教員からシラバスの説明を必ず行うように依頼した。また、教員もシラバスに沿った成績評価をしたか、授業チェックシートにて点検するように項目を立てた。つまり、教員側のシラバスの利用状況を改善することで、学生側のシラバス活用状況の改善を図った。その結果、令和元年度の授業アンケートでは、シラバスの利用に関しては改善が見られつつある。	

■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ☐ その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 ☐ その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 ■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 ☐ その他 【外部評価】 ■ 外部有識者の検証 ■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） ☐ 設置計画履行状況調査 ☐ その他			
	資料1-1-3-(1)-11 「意見聴取（卒業・修了時）の結果に関する資料」	【卒業（修了）時の意見聴取】評価が高いため、特に点検評価には反映せず。	再掲
	資料1-1-3-(1)-12 「意見聴取（卒業後）の結果に関する資料」	【卒業（修了）後の意見聴取】	再掲
	資料1-1-3-(1)-13 「意見聴取（JABEE修了生）の結果に関する資料」	【卒業（修了）後の意見聴取】	再掲
	資料1-1-3-(1)-14 「意見聴取（進路先）の結果に関する資料」	【卒業（修了）後の意見聴取】	再掲
		評価が高いため、特に点検評価には反映せず。	
資料1-1-3-(2)-03 「外部有識者の検証に関する資料」	【外部評価】 3 ポリシーに対する意見を参考に、令和元年度にポリシーの見直し・変更を行った。		
資料1-1-3-(2)-04 「教育活動に関する第三者評価の資料」	【外部評価】		
◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。			

【重点評価項目】

観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。

1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。

○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE（日本技術者教育認定機構）によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等）		
■ 整備されている	資料1-1-1-(1)-01 「奈良高専における自己点検評価を実施するための方針に関する規程」	点検・評価規程：第3条、第8～11条	再掲
	資料1-1-1-(1)-02 「奈良高専における教育の質保証の実施方針に関する資料」	第5・6条	再掲
	資料1-1-2-(1)-02 「データや資料の収集・蓄積の担当組織、責任体制」		再掲
	資料1-1-2-(2)-02 「総務委員会から改善の提案」	上述の資料に基づいて、総務委員会からの改善提案がなされたことを示す資料を提示する。提案は、校長の指示のもと、企画会議で提案され、改善が実施及び検討されている。（なお、文章中の第7条は規程改正により、現第8条を指す。）	再掲
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。	◇対応状況がわかる資料		
■ 対応している	資料1-1-1-(3)-01 「奈良高専における自己点検評価の基準・項目に関する資料」	1. 「学校の活動の総合的な状況に対する効果的な自己点検・評価の実施について、評価項目は定められているものの、評価基準は不明瞭である。また、公表されている自己点検・評価報告書には、点検・評価の評価内容が十分には記述されていない。」との指摘に対して、自己点検評価書の項目に機関別認証評価の点検内容（チェックリスト）を盛り込む改革を行った。	再掲
	資料1-1-3-(1)-08 「ポリシー並びに学習に関するアンケート結果を示す資料」		再掲
	資料1-1-4-(2)-01 「専攻科アンケート資料」	2. 「（学校や学科、専攻科の目的の）周知を図る取組はなされているものの、教育理念や学習・教育目標の学生の周知割合は低い状況にある。」との指摘に対し、教育目的を3つの方針に読み替えて、周知度合いを高めるための改革は実施したが、周知度合いを把握する取り組みは令和元年度からの実施となっている。	
	資料1-1-3-(1)-08 「ポリシー並びに学習に関するアンケート結果を示す資料」		再掲
	資料1-1-4-(2)-02 「授業科目群の関連付けを示す資料」	3. 「準学士課程では、授業科目の配置に関して、学習・教育目標を達成するための具体的授業科目群を関連付けるよう改善を図っているものの学生には十分には伝えられていない。」との指摘に対し、科目配置の周知に関しては、紙媒体のシラバスには授業科目系統図を掲載していた。Webシラバスへの移行時に対応が少し遅れたものの、令和2年度よりホームページで周知している。現在は科目間の関連がわかるカリキュラム表と専門科目へつながる科目系統図を作成し、紙媒体ではなく上記のようにいつでもどこでも閲覧できることを目指してホームページで公開している。 https://www.nara-k.ac.jp/education/2020/07/post-81.html	

		4. 「（教育の成果について）改善に向けての取組は、なされているものの、準学士課程、専攻科課程の学生が行う学習達成度評価において「コミュニケーション能力」の評価が低く、卒業（修了）生や進路先の関係者による達成度評価において「英語によるコミュニケーションの基礎能力」の達成状況が「不十分である」との回答が多い結果となっている。」との指摘に対し、英語によるコミュニケーション能力に関しては、資料のように、TOEICの成績や、高専プレゼンテーションコンテストの入賞など、成果が表れてきていると考える。特にTOEICの点数に基づく表彰においては、点数の底上げにより基準をクリアする学生が増えたため、制度の変更（努力賞の廃止）を行なったほどである。 外部進路先には継続したアンケートを続け、推移を把握している。相変わらず英語コミュニケーションに関して、厳しい意見も多いが、専門知識等の他の観点の評価が高いため、相対的に厳しく評価されている可能性もある。	
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-3-(2)-03 「外部有識者の検証に関する資料」		再掲
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-01 「改善の取組がわかる資料」		
1－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			

(準学士課程) 観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			
関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01「策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）」	https://www.nara-k.ac.jp/guide/education/	
		ディプロマポリシーは、準学士課程共通に定めたように書かれているが、中の項目にある「人材養成目的」が各学科の専門性を反映し、学科毎に定められている。	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）
- （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
■ 準学士課程全体として定めている	資料1-2-2-(1)-01 「策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」	https://www.nara-k.ac.jp/guide/education/	
■ 学科ごとに定めている	資料1-2-1-(1)-01 「策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）」	https://www.nara-k.ac.jp/guide/education/	再掲
□ その他		本校のカリキュラムポリシーは教養に関わる共通部分と、専門性に関わる学科ごとの項目で構成されている。	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。			
■ 整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。）			
■ どのような教育課程を編成するかを示している			
■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している			
■ 学習成果をどのように評価するかを示している			
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。
- 「学力の3要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
■ 準学士課程全体として定めている	資料1-2-3-(1)-01「策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッションポリシー）」	https://www.nara-k.ac.jp/guide/education/	
□ 学科ごとに定めている			
□ その他			
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。			
■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。			
■ 明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。			
■ 明示している			
(5)受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。			

☒ 含まれている	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(専攻科課程) 観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01「策定した修了の認定に関する方針（ディプロマポリシー）」	本校の専攻科はシステム創成工学専攻と物質創成工学専攻から構成され、さらにシステム創成工学専攻は3コースで構成される。それぞれの特徴を明確にするため、システム創成工学専攻及び物質創成工学専攻のそれぞれでディプロマポリシーを定めている部分と、本学の共通目標として専攻科全体で定めたディプロマポリシーからなる。令和2年度改定を行った。	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している			
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ☒ 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
■ 専攻科課程全体として定めている	資料1-2-6-(1)-01「策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッションポリシー）」	本校の専攻科のアドミッションポリシーは共通の方針と、専攻ごとの方針で構成されている。令和2年度改定を行った。	
■ 専攻ごとに定めている			
□ その他			
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書IIに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。			
■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。			
■ 明示している			
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。			
■ 明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。			
■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

1-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点 1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。			
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01「三つの方針を点検する体制が明示されている資料」	第5～9条	
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検して、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-1-3-(2)-03「外部有識者の検証に関する資料」		再掲
	資料1-3-1-(2)-01「点検の実績に関する資料」		
1-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 1

優れた点

・全学、カリキュラム（学科レベル）、科目（担当教員グループ）の3レイヤーでPDCAサイクルを回す仕組みとし、学内の自己点検評価を計画・運用（PDCAのCに対応）する組織として、総務委員会という教員組織を教務・学生・寮・専攻科といった既存の教育組織（PDCAのPやAに対応）と並列に置くように校長主導で組織改革を行なった（平成29年度）。自己点検の結果は最高責任者である校長が主催する企画会議、運営会議といった学校の運営の要となる会議の席上で、実施責任者の校長補佐（総務担当）から報告され、同席する他の委員会の長や学科主任に報告、改善の依頼がなされるようになった。そのため、点検評価だけではなく質保証のPDCAサイクルが恒常的に運用されている。

・三つの方針が学校の目的に沿って策定され、社会の状況変化等に対応するように運営諮問会などの外部の目も入れて、点検・改訂が行われている。

・カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについては、全学的な共通部分と学科及び専攻ごとに示し、目指すべき目標像が専門性を反映させ、かつ学生に分かりやすく示されている。

改善を要する点

3つの方針の周知度合いを把握する取り組みは不足している。

学生の満足度に関する意見聴取は学生会と協力したシステムを作り、改善する方針である。

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01 「学科の構成、学校の目的、学科の目的がわかる資料」	第1条、第7条	
	資料1-2-1-(1)-01 「策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）」		再掲
	本校では、学校の目的を遂行するため、機械、電気、電子制御、情報、物質化学の5学科を設置しており、学科ごとに人材養成目的を学則で定めている。ディプロマポリシーはこの人材養成目的を引用して定めているので、適切な専門性を有するものとなっている。したがって学科の構成と、学校の目的及び卒業の認定に関する方針と整合性がとれている。		
観点 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。			
関係法令 (法)第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01 「専攻の構成、学校の目的、専攻の目的がわかる資料」	第1条、第31・32条	
	資料1-2-4-(1)-01 「策定した修了の認定に関する方針（ディプロマポリシー）」		再掲

◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。			
本校では、学校の目的を遂行するため、システム創成工学と物質創成工学の2専攻を設置しており、システム創成工学専攻の内部には3つのコースを設置しているが、物質創成工学専攻及びシステム創成工学専攻内のそれぞれのコースごとに、人材養成目的を学則で定めている。またディプロマポリシーも全学的な共通部分と専攻ごとに定めている部分に書き分けている。したがって専攻の構成は、学校の目的及び修了の認定に関する方針と整合性がとれている。			
観点2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
■ 整備している	資料2-1-3-(1)-01「令和2年度の運営組織図」		
	資料2-1-3-(1)-02「教育活動を有効に展開するための検討・運営体制がわかる資料」		
	資料2-1-3-(1)-03「教育活動のための委員会組織体制がわかる規程」		
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
■ 行っている	資料2-1-3-(2)-01「委員会の開催日を示す資料」		
	資料2-1-3-(2)-02「各委員会の活動実績を示す資料」		
2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点

2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
 (例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
 (例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。))。
- (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。

関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表	R1年度末にR2.4.1採用予定者1名の辞退があり、また女性教員1名が産休を取得したため欠員が生じたが、現在、後任及び代替教員を公募中である。	
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。(該当する選択肢にチェック■する。)	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
■ 博士の学位			
□ ネイティブスピーカー(担当する言語を母国語とする)			
□ 技術資格			

☒ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ☐ 海外経験 ☐ その他			
	・専門科目担当の専任教員全員及び一般科目担当の専任教員の8割以上（60/71）の者が、博士の学位を取得している。 ・一般科目に外国籍の教員を1名専任教員として配置している。 ・専任教員の19人が教育機関以外の民間企業等における勤務経験がある。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。

（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

☒ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校の専攻科2専攻は、平成29年度特例適用専攻科の認定を受けており、専攻科課程の目的に沿った各分野の教育研究に十分な能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。 【留意点】なし。			
関係法令 (設)第6条第6項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01 「教員年齢構成表（令和2年度）」		
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-2-3-(1)-01 「教員年齢構成表（令和2年度）」		再掲
教員構成に応じて、公募を行う職位を示し、職位・教員の年齢構成に偏りができない様に配慮している。教授、准教授の人員枠を活用して助教等の若手教員の採用に配慮し、できるだけ年齢構成バランスをとるようにしている（71人中、講師・助教は12ポスト）。また、教育研究水準の維持向上の為に、公募時には学位や業績の要求も行っている。			
(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教育経歴 ■ 実務経歴 ■ 男女比 □ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01 「教育経歴・実務経歴を持つ教員」		
	資料2-2-3-(2)-02 「教員公募要領」		
		実務経歴、特に教育経歴を重視する傾向があり、他の教育機関の経験者が4割程度いることは、その反映と考える。 また、男女比については、全体で1割強であり、多いとは言えないが、50歳未満だと16%となっている。これは、公募において男女比に配慮した結果であると判断する。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		

☒ 学位取得に関する支援 ☒ 任期制の導入 ☒ 公募制の導入 ☒ 教員表彰制度の導入 ☐ 企業研修への参加支援 ☒ 校長裁量経費等の予算配分 ☐ ゆとりの時間確保策の導入 ☐ サパティカル制度の導入 ☒ 他の教育機関との人事交流 ☐ その他	資料2-2-3-(3)-01 「学位取得に関する支援状況がわかる資料」	第34条	
	資料2-2-3-(3)-02 「教員の任期制がわかる資料（公募要領）」		
	資料2-2-3-(2)-02 「教員公募要領」		再掲
	資料2-2-3-(3)-03 「教員表彰制度に関する資料」		
	資料2-2-3-(3)-04 「校長裁量経費等の予算配分に関する資料」		
	資料2-2-3-(3)-05 「他の教育機関との人事交流に関する資料」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点 2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備している。 ☒ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 「教員顕彰（教育業績等評価）」		
	資料2-3-1-(1)-02 「教員研究費の傾斜配分実施要領」		

		教員顕彰は高専機構本部の実施に伴い毎年実施しており、傾斜配分についても法人化された平成16年度より、実施要領を改訂しつつ実施している。どちらについても、校長の意見が反映される仕組みとなっている。	
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかわかる資料		
	資料2-3-1-(2)-01「教員評価が分かる資料（教員顕彰集計表）」		
	資料2-3-1-(2)-02「令和元年度教員研究費傾斜配分にかかる評価点分布」		
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ☒ 実施している			
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック ☒ する。） ☒ 給与における措置 ☒ 研究費配分における措置 ☐ 教員組織の見直し ☒ 表彰 ☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 教育研究費に関しては、共通の定額部分と、科研費など外部資金の応募及び獲得状況と校長のポイントから総合的に評価して傾斜配分する部分とがある。 教員の表彰などは、給与の査定や外部資金応募に関する推薦などにインセンティブがある。		
	資料2-3-1-(3)-01「高専機構給与規則」	第20条	
	資料2-3-1-(1)-02「教員研究費の傾斜配分実施要領」		再掲
	資料2-2-3-(3)-03「教員表彰制度に関する資料」		再掲
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ☒ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-01「令和元年度授業アンケート」		
	資料2-3-1-(4)-02「授業アンケート報告書（非常勤教員）」		
	資料2-3-1-(4)-03「非常勤講師任用依頼」		

		非常勤教員にも、常勤教員と同じ授業アンケートの実施をお願いしている。アンケートの結果、授業の様子、常勤教員とのコミュニケーション等を総合的に判断し、年度ごとに学科主任及び教務委員連名で任用依頼を提出することになっている。このプロセスが非常勤教員に対する授業実施能力の評価によって、任用が継続される仕組みであり、非常勤教員に対し教員評価を実施していると判断できる。	
観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。 【留意点】 ○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。			
関係法令 (設)第11～14条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
	資料2-3-2-(1)-01 「教員選考基準」		
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 □ 海外経験の確認 □ 国際的な活動実績の確認 ■ その他	◇実施・確認していることがわかる資料		
	資料2-3-2-(2)-01 「人事委員会規程」		
	資料2-3-2-(2)-02 「教育上の能力等を確認する仕組み」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	個人調書の項目のあるように、主事・主事補・センター長、学級担任などの校務分掌を確認している。		
	資料2-3-2-(2)-01 「人事委員会規程」		再掲
資料2-3-2-(2)-02 「教育上の能力等を確認する仕組み」		再掲	
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(2)-01 「人事委員会規程」		再掲

	教員公募による採用及び学内の昇任の選考過程について説明する。 ・採用については、校長の学科主任等とのヒアリングを踏まえた人事方針の提案、人事委員会での審議→教員選考委員会の設置→公募要領作成→公募→書類審査→面接審査→採用候補者決定→校長による採用の可否の決定という流れである。 ・学内の昇任については、校長の学科主任等とのヒアリングを踏まえた人事方針の提案→人事委員会による選考→校長による昇任の可否の決定の流れである。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
■ 定めている	資料2-3-2-(4)-01 「非常勤教員採用基準」		
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。 【留意点】なし。			
関係法令（設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「F D」という。）を実施する体制を整備しているか。	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
■ 整備している	資料2-4-1-(1)-01 「F Dに関する関連規程」	第2条	
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02 「全学F Dの内容・実施状況がわかる資料」		
	資料2-4-1-(1)-03 「グループF Dによる事後チェックに関する資料」		
	資料2-4-1-(1)-04 「遠隔授業実施に関するF D資料」		

		総務委員会が計画・立案に加え、テーマの割り振り、講師の選任と依頼、実施日時 の決定まで行っている。	
(2) 定期的に F D を実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 資料2-4-1-(1)-02 「全学 F D の内容・実施状況がわかる資料」 資料2-4-1-(1)-03 「グループ F D による事後チェックに関する資料」 資料2-4-1-(1)-04 「遠隔授業実施に関する F D 資料」 ◇ F D に関する報告書等の該当箇所等 資料2-4-1-(1)-02 「全学 F D の内容・実施状況がわかる資料」	全学FDは教職員会議の前後に設定することで、参加しやすい体制と年に6度程度 定期的に開催されるように図っている。	再掲 再掲 再掲 再掲
(3) (2) の F D を実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆ F D の結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資 料を基に記述する。 資料2-4-1-(1)-04 「遠隔授業実施に関する F D 資料」 新型コロナウイルスの流行に対応するために、令和2年4月に全学 F D で遠隔授業の実施を本 校教員ワーキンググループにより実施した。F D は遠隔で参加できるシステムを利用し、また、コンピュータが苦手な教員には対面でというように、状況に適した形 で実施した。 その成果は、5月半ばより全学で実験実習と研究を除く全授業を遠隔で行うことになっても、全ての教員が対応可能となる礎となった。		再掲
観点 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。			
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。			
関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適 切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担が わかる資料 資料2-4-2-(1)-01 「奈良工業高等専門学校事務組織図」 資料2-4-2-(1)-02 「奈良工業高等専門学校事務組織・分掌」		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している			

観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】
○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01「教育支援者等に対する研修実施状況（令和元年度）」		

2-4 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準2

優れた点

教育に関する組織が整備され、教員間の情報共有や連携も定期的なFDやグループFDといった仕組みでうまく回っている。その結果、令和2年度における新型コロナウイルスの流行という危機的な状況においても、教育の機会を止めることなく、遠隔授業への移行をスムーズに実施することができた。

改善を要する点

特になし			

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点 3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、I C T環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 【留意点】 ○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01「運動場の設置状況がわかる資料」		
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(4)-01「専用の施設の設置状況がわかる資料」		

(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 実験・実習工場 □ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(3)-01「運動場の設置状況がわかる資料」 資料3-1-1-(4)-01「専用の施設の設置状況がわかる資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	ものづくり実験実習棟：3頁、物質化学工学科実習工場：8頁	再掲 再掲
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(6)-01「自主的学習スペース」		
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース □ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(7)-01「福利厚生施設に関する資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料 資料3-1-1-(8)-01「安全衛生管理体制がわかる資料」 ◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等 資料3-1-1-(8)-02「実習工場における学生への安全講習がわかる資料」 資料3-1-1-(8)-03「学生への安全講習の実施に関する資料」	実習工場において、資料3-1-1-(8)-02の資料を使い、資料3-1-1-(8)-03に示すように、授業の中で確実に安全教育を行う体制をとっている。	
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。 資料3-1-1-(9)-01「雇い入れ時の安全衛生教育用資料」 資料3-1-1-(9)-02「局所排気装置検査結果」 資料3-1-1-(9)-03「衛生管理者等安全衛生記録」		

	前項の管理体制に基づき実際の取り組みとして、定期的な安全巡視が行われている。同巡視は労働環境の安全・衛生に限らず教育施設も点検・指導の対象としており、構内全般の安全管理に貢献している。有害業務についてもアンケートによって状況を把握するよう努めている。		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01「身障者対応箇所図面」		
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-1-(11)-01「施設整備委員会規程」		
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(12)-01「利用状況を踏まえたスペースの有効活用に係る基本方針」		
	資料3-1-1-(12)-02「教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握できる資料」		
		学生からの意見収集の方法として、なんでも相談箱を設置したが、年に1件の相談もない状況である。より相談しやすい体制として、学生会を中心としたシステムを検討中である。	
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(12)-02でわかるように、男女共同参画推進委員会において、女子学生及び女性教職員から親睦と意見聴取を目的としたランチミーティングを実施している。そこでの意見を元に特に切実度が高く、実現可能なものを選択し、施設整備の改善を図っている。資料の年度では、階段の手摺下の「目隠し板」、プール更衣室の出入りを隠す「衝立壁」、採光用のガラスブロックに「フィルム」を施工した。		
	資料3-1-1-(12)-02「教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握できる資料」		再掲
観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 【留意点】 ○ この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）			
	資料3-1-2-(1)-01「情報処理演習室の整備状況並びにＰＣの台数を示す資料」			
	資料3-1-2-(1)-02「ＰＣの学生への開放を示す資料」			
	資料3-1-2-(1)-03「学生への無線ＬＡＮの開放を示す資料」			
	資料3-1-2-(1)-04「教育支援センター規程等体制を示す資料」	第3・5条		
	資料3-1-2-(1)-05「各教室のプロジェクター設置に関する資料」			
(2) ＩＣＴ環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ＩＣＴ環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料			
	資料3-1-2-(2)-01「セキュリティ管理に関する規程」			
	資料3-1-2-(2)-02「教職員向けのeラーニング研修資料」			
	資料3-1-2-(2)-03「情報セキュリティインシデント対応フロー図」			
	資料3-1-2-(2)-04「学生向け情報セキュリティ研修に関する資料」			
(3) ＩＣＴ環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ＩＣＴ環境の利用状況がわかる資料			
	資料3-1-2-(3)-01「情報処理演習室の利用状況に関する資料」			
	資料3-1-2-(3)-02「講義における情報処理演習室の利用状況に関する資料」			
	資料1-1-3-(1)-09「遠隔授業に関するアンケート」			再掲
	資料1-1-3-(2)-01「アンケート結果のまとめに関する資料」			再掲
(4) (3)について学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規定等の資料			
	資料3-1-2-(1)-04「教育支援センター規程等体制を示す資料」			再掲
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。			
	資料3-1-2-(5)-01「体制が機能しているかどうかを示す資料」			
	アンケートの項目では無いが、学生・教員から無線LANを教室等で利用したいとの要望があったため、令和元年度から、順次教室系での無線LANを整備、開放している。			

観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。			
関係法令 （設）第25条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 「図書館の設備状況がわかる資料」		
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(2)-01 「図書館蔵書数に関する資料」		
	資料3-1-3-(2)-02 「電子ジャーナルに関する資料」		
	資料3-1-3-(2)-03 「図書館の資料収集方針に関する資料」		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(3)-01 「図書館の利用状況がわかる資料」	令和元年度は図書館棟改修のため、授業への必要度の高い資料のみ仮設図書室を設置して運用していた。	
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01 「図書館の開館時間がわかる資料」	平日20時まで開館。土曜日開館も実施。	
	資料3-1-3-(4)-02 「図書館のガイダンスがわかる資料」	1年生に実施。	
	資料3-1-3-(4)-03 「読書感想文コンクールに関する資料」		
	資料3-1-3-(4)-04 「図書館利用を促す資料」		
	資料3-1-3-(4)-05 「仮設図書室の開室」		

3-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。											
該当なし											
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											
評価の視点 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。											
観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。											
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する											
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） (1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 学科生 ■ 専攻科生 ■ 編入学生 ■ 留学生 ■ 障害のある学生 ■ 社会人学生 □ その他	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇実施状況がわかる資料 資料3-2-1-(1)-01「新入生ガイダンスに関する資料」 資料3-2-1-(1)-02「専攻科ガイダンスの実施状況がわかる資料」 資料3-2-1-(1)-03「編入学生の事前指導に関する資料」 資料3-2-1-(1)-04「編入学生の入学予定者オリエンテーションに関する資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	備考 留学生向けは、各学科主任及び学生の担当チューターをお願いして実施しており、公式な資料や行事予定はありません。 障害のある学生の、今まで入学した障害の程度であれば通常の学生と同様の指導で実施できている。障害に対応するための施設などに関しては担任や学生支援センターから個別に説明している。 専攻科の社会人学生は、制度上全日で登校する学生のみなので、通常の学生と同様に扱っている。	再掲								

観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 【留意点】 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 担任制・指導教員制の整備 ■ オフィスアワーの整備 □ 対面型の相談受付体制の整備 □ 電子メールによる相談受付体制の整備 □ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ■ 外国への留学に関する支援体制の整備 ■ その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01「担任制の整備を示す資料」	教員組織規程：第9条	
	資料3-2-2-(1)-02「指導教員制の整備を示す資料」		
	資料3-2-2-(1)-03「オフィスアワーの整備に関する資料」		
	資料3-2-2-(1)-04「資格試験・検定試験等の支援体制の整備状況がわかる資料」	TOEICに関しては、学校が施設と人員を提供することで、TOEIC IPテストを実施している。また、その結果で表彰などが行われ、モチベーションの維持に配慮している。 電気工学科においては、第二種電気主任技術者試験の免除科目に相当する授業を経済産業省の認定を受けて開講し、選択科目に取り入れることで、学生の資格取得を支援している。	
	資料3-2-2-(1)-05「資格により単位認定される授業に関する資料」	単位化については学則の別表（教育課程表）に記載。詳細な基準については、学生指導必携として教員の申し合わせに記載している。	
	資料3-2-2-(1)-06「JASSO奨学金資料・学内補助金」		
	資料3-2-2-(1)-07「外国への留学に関する支援体制に関する資料」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■ 利用されている	遠隔授業の実施に伴い、TEAMSをデファクトスタンダードな授業システムとし、全学生が、ネット上で全教員にチャットおよびメールで質問可能な環境を整備した。		
	資料2-4-1-(1)-04「遠隔授業実施に関するFD資料」		再掲
	資料3-2-2-(1)-08「遠隔授業での学生からの質問」		
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-01「学生の自主的学習を担当が補助している資料」		
	資料3-2-2-(2)-02「オフィスアワーの利用状況」		
	資料3-2-2-(1)-06「JASSO奨学金資料・学内補助金」		再掲

(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 担任制・指導教員制の導入 ☒ 学生との懇談会 ☒ 意見投書箱 ☐ その他	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01「担任制の整備を示す資料」	【担任制・指導教員制】	再掲
	資料3-2-2-(1)-02「指導教員制の整備を示す資料」	【担任制・指導教員制】	再掲
	資料3-2-2-(3)-01「学生との懇談会（保護者懇談）の開催を示す資料」	【学生との懇談会】	
	資料1-1-3-(1)-05「女子学生及び女性教職員からの意見聴取とその対応」	【学生との懇談会】	再掲
	資料3-1-1-(12)-02「教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握できる資料」	【意見投書箱】ただし、なんでも相談箱への実際の意見は、ここ数年ない状態です。	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ☒ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01「担任制の整備を示す資料」		再掲
	資料3-2-2-(4)-01「学生との懇談会が有効に機能している資料」		
	資料3-2-2-(4)-02「学級経営の記録」		
観点3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。 関係法令 教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☒ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01「業務主事をトップとした支援体制」		
	資料3-2-3-(1)-02「留学生の学習及び生活に対する支援体制の整備状況がわかる資料」	留学生規程：第6・7条 グローバル教育センター規程：第3・4条	

(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01「留学生を支援する取組がわかる資料」		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-02「留学生支援の実施状況がわかる資料」		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
		編入学生が所属する専門学科が専門教科を指導し、一般教科、教務委員会がその他を補佐している。昨年度から3、4年生は専門学科の教員が担任を務め、その担任がより主体的に支援していく体制となった。規程等は存在せず、学生指導必携として教員間の申し合わせで決めている。	
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-03「編入学生の事前指導に関する資料」		再掲
	資料3-2-1-(1)-04「編入学生の入学予定者オリエンテーションに関する資料」		再掲
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-1-(1)-03「編入学生の事前指導に関する資料」		再掲
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
		特にない。在校生と同様の相談体制で対応している。 編入学生は、平成29年度入学0人、平成30年度入学3人、令和元年度3人となっている。 平成30年度の編入学生は、全員留年せず卒業しており、令和元年度の編入学生は全員5年生へ進級しており、現状で問題ないと判断している。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01「担任制の整備を示す資料」		再掲
	資料3-2-2-(1)-03「オフィスアワーの整備に関する資料」		再掲

(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-02 「専攻科ガイダンスの実施状況がわかる資料」	本科では、社会人学生の在籍はここ10年間実績がない。本校専攻科の社会人学生は通常学生と同じ支援体制を取っている。専攻科の社会人学生の受け入れは、高等専門学校を卒業していることを条件としており、また、通常時間帯での受講を前提としている。そのため学習及び生活については、通常の学生に行なっている支援体制と同じもので問題ないと判断している。特に専攻科においては、特別研究を担当する指導教員の研究室に配属される。そのため、個々の事情に応じた指導が可能な体制となっている。学内としての指導教員に関する規程等は特にはない。	再掲
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
		本科、専攻科共に在籍なし	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
		本科、専攻科共に在籍なし	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している		本科、専攻科共に在籍なし	
	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 「学生支援センター関係規程」		
	資料3-2-3-(7)-02 「障害学生の修学支援に関する申合せ」		
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている			
	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01 「学生が必要とする特別な支援を調査するためのカード」		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	資料3-2-3-(8)-02 「障害のある学生のための設備整備」		
	資料3-2-3-(8)-03 「障害のある学生への支援状況が分かる資料」		
	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01 「障害者差別解消法への対応状況」		

(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
■ 行っている	資料3-2-3-(10)-01「合理的配慮が必要な学生の教務関係支援に関する資料」		
	移動に配慮の必要な学生のいる学級はエレベーターの近隣または1階にクラスルームを配置する。また、移動教室ではエレベーター等が利用できる部屋とする配慮をしている。 その他でも合理的配慮の必要な学生のいる学級を多目的トイレの近隣にクラスルームを配置するなどの配慮をしている。		
観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
■ 学生相談室	資料3-2-3-(7)-01「学生支援センター関係規程」	【学生相談室・保健センター・相談員やカウンセラーの配置・学生に対する相談の案内等】	再掲
■ 保健センター	資料3-2-4-(1)-01「看護師（保健室）・学生相談員・カウンセラーの案内」	【学生相談室・保健センター・相談員やカウンセラーの配置・学生に対する相談の案内等】	
■ 相談員やカウンセラーの配置	資料3-2-4-(1)-02「ハラスメント等の相談体制の整備状況」	【ハラスメント等の相談体制】	
■ ハラスメント等の相談体制	資料3-2-4-(1)-03「ハラスメント対応のフローチャート」	【ハラスメント等の相談体制】	
■ 学生に対する相談の案内等		学生からの相談は、相談しやすいから保健室・カウンセラーに一本化している。状況に応じてハラスメント防止委員会と共同して対応するようにフローチャートに定めている。	
■ 奨学金	資料3-2-4-(1)-04「奨学生の募集に対する掲示」	【奨学金】	
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-05「日本学生支援機構奨学生推薦に関する内規」	【奨学金】	
□ 特待生	資料3-2-4-(1)-06「授業料免除・徴収猶予に関する諸規則及び募集案内」	【授業料減免】	
■ 緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-07「卓越した学生に対する授業料免除制度に関する規則及び実施状況」	【授業料減免】	
□ その他	資料3-2-4-(1)-08「経済的な緊急時の特別措置に関する規則及び学生案内」	【緊急時の貸与等の制度】	
	資料3-2-4-(1)-09「自然災害時の経済支援の案内」	【緊急時の貸与等の制度】	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的実施しているか。 ■ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料 資料3-2-4-(2)-01 「学生健康診断スケジュール」 資料3-2-4-(2)-02 「健康診断・保健指導の実施状況」		
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 資料3-2-4-(3)-01 「最近5年間の保健室利用者数」 資料3-2-4-(3)-02 「最近5年間の学生支援センター相談件数」 ◇奨学金等の利用状況がわかる資料 資料3-2-4-(3)-03 「授業料免除・徴収猶予の判定結果」 資料3-2-4-(3)-04 「奨学金等の利用状況が分かる資料」		
観点3－2－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 【留意点】 ○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料3-2-5-(1)-01 「進路指導体制」		
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 ■ 進路指導用マニュアルの作成 ■ 進路指導ガイダンスの実施 ■ 進路指導室 ■ 進路先（企業）訪問	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 資料3-2-5-(2)-01 「キャリア教育のための『卒業生と語る会』の案内」 資料3-2-5-(2)-02 「進路セミナーの案内」 資料3-2-5-(2)-03 「進路ガイダンス資料（就職用・進学用マニュアル）」 資料3-2-5-(2)-04 「進路ガイダンス参加者数及び実施案内」 資料3-2-5-(2)-05 「専攻科進路ガイダンス実施案内」	【キャリア教育に関する研修会・講演会の実施】 【キャリア教育に関する研修会・講演会の実施】 【進路指導用マニュアルの作成】 【進路指導ガイダンスの実施】 【進路指導ガイダンスの実施】	

(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■ なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料3-2-6-(2)-01 「責任の所在がわかる資料」	本校では、歴史的に課外活動は、学生の厚生補導に含むものとしている。	
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01 「教員の休日のクラブ活動担当日数一覧」		
	資料3-2-6-(3)-02 「課外活動に対する支援活動の内容が分かる資料」		
観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場合として有効に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01 「学寮配置図」		
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-2-7-(2)-01 「生活の場としての整備について」		
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-2-7-(3)-01 「学習支援の内容について」		
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-01 「寮生数推移」		

	◇勉学の場合としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-02 「勉学の場合として活用実績がわかる資料」		
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(5)-01 「管理・運営体制を整備していることがわかる資料」		
3－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 3

優れた点			
特に男女共同参画推進委員会の取り組みで、女性教員や女子学生からの意見を取り入れ、環境整備にあたる組織（施設や教務などの事務組織、運営会議などの方針決定の機関）に意見をあげる機会を増やしている。これによって、少数の意見が有効に学内整備に反映されている。			
改善を要する点			
特になし			

4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【留意点】

- 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去５年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ となっている	◇過去５年間の貸借対照表等の財務諸表 資料4-1-1-(1)-01 「貸借対照表」 資料4-1-1-(1)-02 「損益計算書」 ◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料 資料4-1-1-(1)-03 「長期未払金内訳書」 ◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料 資料4-1-1-(1)-04 「臨時利益内訳書」 資料4-1-1-(1)-05 「臨時損失内訳書」		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料 資料4-1-1-(2)-01 「団地概要及び配置図」		
(3) 過去５年間に於いて運営費交付金、授業料、入学科、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去５年間の運営費交付金、授業料、入学科、検定料等の収入状況 資料4-1-1-(3)-01 「収入支出決算額一覧」 ◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去５年間の収支状況において支出超過となっていないか。	◇過去５年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		

■ 支出超過となっていない	資料4-1-1-(4)-01 「資金収支計算書及び消費収支計算書」 ◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。 単年度で見ると計算上支出超過の決算となる場合があったが、外部資金の複数年契約等によるもので、通算で考えた場合、支出が超過する状況にはなっていないことを確認している。		
観点 4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等 資料4-1-2-(1)-01 「収支に係る方針」 ◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料 資料4-1-2-(1)-02 「予算配分の方針・計画」		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 資料4-1-2-(2)-01 「予算の関係者への明示状況を把握できる資料」 資料4-1-2-(1)-02 「予算配分の方針・計画」		再掲
観点 4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。 【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。			
関係法令 （設）第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01「予算配分実績」		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料2-2-3-(3)-04「校長裁量経費等の予算配分に関する資料」		再掲
	資料4-1-3-(1)-02「校長裁量経費等の配分が把握できる資料」		
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-3-(1)-03「予算関連規程」	第17～19条	
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-04「予算配分にかかる審議状況」		
(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	中期計画及び年度実績に基づき、企画会議において予算配分方針案を審議のうえ決定し、運営会議で教職員に報告のうえ適正に配分している。会議資料においてはグループウェア（サイボウズ）にて教職員に公表し、予算管理者宛には別途メールにて通知している。配分された予算は、財務会計システムにて適正に管理執行されている。		
	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-3-(3)-01「資源配分内容の関係者明示資料」		
観点4－1－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。 【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			

関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料		
	資料4-1-4-(1)-01 「決算関連規程」	第43・44条	
	資料4-1-4-(1)-02 「財務諸表等」		
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
	資料4-1-4-(2)-01 「内部監査規程」		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-02 「国立高等専門学校間の相互監査報告書」		
	資料4-1-4-(2)-03 「内部監査実施に関する資料」		
4－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。 【留意点】 ○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。			
関係法令 （法）第120条第3項 （施）第175条 （設）第10条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(1)-01 「管理運営に関する諸規程の整備状況がわかる資料」		
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料2-1-3-(1)-01 「令和2年度の運営組織図」		再掲
	資料4-2-1-(2)-01 「諸規程、整備状況がわかる資料」		
	資料4-2-1-(2)-02 「校務分担表」		
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料4-2-1-(3)-01 「役割分担がわかる資料」	高専機構組織規則：第5条 学則：第8・9条	
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(4)-01 「事務組織の体制の整備状況がわかる資料」	第2～4条	
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料		
	資料4-2-1-(2)-02 「校務分担表」		再掲
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。）		
	資料4-2-1-(6)-01 「活動状況がわかる資料」		

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01「安全管理体制の整備状況がわかる資料」	危機管理規程：第3～5条 危機管理細則：第3条 情報セキュリティ教職員規程：第36条 情報セキュリティ管理規程：第26条	
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料3-1-2-(2)-03「情報セキュリティインシデント対応フロー図」		再掲
	資料4-2-2-(2)-01「危機管理マニュアル」		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01「訓練や講習会等の実施状況がわかる資料」		

【留意点】

○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-2-3-(1)-01 「外部の財務資源の受入れへの取組」		
	資料4-2-3-(1)-02 「外部の財務資源の受入れ実績」		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■ 整備されている	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
	資料4-2-3-(2)-01 「管理体制がわかる資料」		
観点4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。 【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。 ○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。 ○ 財務的資源については、観点4－2－③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。 ○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。） ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。） ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」		

観点 4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点 2－4－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。

○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令（設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	◇規程等の資料		
■ 実施している	資料4-2-5-(1)-01 「SD等実施に関する規程等」		
	資料4-2-5-(1)-02 「SD等実施に関する年度計画」		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-03 「SD研修実施状況」		

4－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし	

評価の視点

4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点 4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【留意点】

○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。

関係法令（施）第172条の2、(施)第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ■ 教育研究上の基本組織 ■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たったの基準 ■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
		教育情報公表のホームページアドレス https://www.nara-k.ac.jp/guide/2012/06/post-267.html	
	資料4-3-1-(1)-01 「令和2年度学校概要目次」		
	資料4-3-1-(1)-02 「令和2年度学生生活のしおり目次」		
	資料4-3-1-(1)-03 「令和2年度専攻科便覧目次」		
	資料4-3-1-(1)-04 「2020年度学生募集要項」		
	◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表		
4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 4

優れた点			
教務・学生・寮務・専攻科・総務の5委員会、5部門体制によってPDCAサイクルの対応が進んだだけでなく、専攻科・総務部門は、事務組織として学生課と総務課の両方と連携する業務を持つ形になった。これによって、事務組織内での直接的な連携に加え、教員組織を経由することで、より教育環境の実情に合わせた総務課と学生課の連携が可能になり、限られた高専の資源を有効に活用できるようになった。			
改善を要する点			
特になし			

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点

5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。

観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。

関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料			
	資料5-1-1-(1)-01「カリキュラムポリシー」			
	資料5-1-1-(1)-02「実施カリキュラム表」	2019年に全学年一斉にカリキュラム変更を行なったため、現移行期間は、学年ごとに適用されるカリキュラム表が異なる。		
	資料5-1-1-(1)-03「授業科目の系統図」			
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している	◇配慮していることがわかる資料			
	資料5-1-1-(2)-01「一般科目と専門科目の割合」			
	資料5-1-1-(2)-02「一般教育充実への配慮がわかる資料」			
		資料5-1-1-(2)-01に示したように、中学校からの接続を考え、低学年に一般科目が多く配置され、高学年になるに従って専門科目が増えていく。5 学年においても教養としての文系の選択科目として 3 つ（人間環境学、地域学、日本文化学）を配置し、学生の志向にあわせながらも、多様な視点を養うように配慮している。 また、提示したシラバスに示すとおり、一般科目においてもグループワークやディベート、実務経験者による授業を実施している。さらに、年間行事予定に記載のとおり、特別活動(HR)の一環として、音楽や古典芸能の芸術鑑賞会を実施している。		
(3) 進級に関する規定を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料			
	資料5-1-1-(3)-01「進級に関する規程」	第10条		

(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01「1年間の授業期間を35週以上確保している資料」		
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01「90時間以上の特別活動を示す資料」	学則：第12条	

観点 5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。

【留意点】

○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。

○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規的教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。

関係法令（設）第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
□ 他学科の授業科目の履修を認定	資料5-1-2-(1)-01「インターンシップによる単位認定を示す資料」	【インターンシップによる単位認定】	
■ インターンシップによる単位認定	資料5-1-2-(1)-02「正規的教育課程に係る補充教育の実施を示す資料」	【正規的教育課程に関わる補充教育の実施】	
■ 正規的教育課程に関わる補充教育の実施	資料5-1-2-(1)-03「専攻科授業科目の系統図」	【専攻科課程教育との連携】本科からの系統図にて新カリキュラムでの連携を確認している。	
■ 専攻科課程教育との連携	資料3-2-2-(1)-04「資格試験・検定試験等の支援体制の整備状況がわかる資料」	【資格取得に関する教育】	再掲
□ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-1-2-(1)-04「資格試験・検定試験等のための授業に関する資料」	【資格取得に関する教育】	
■ 資格取得に関する教育	資料5-1-2-(1)-05「他の高等教育機関との単位互換制度を示す資料」	【単位互換】	
■ 他の高等教育機関との単位互換制度	資料5-1-2-(1)-06「個別の授業科目内での工夫を示す資料」	【授業科目内での工夫】授業アンケートにおいて各科目の担当教員から聴取したもの。	
■ 個別の授業科目内での工夫	資料5-1-2-(1)-07「最先端の技術に関する教育を示す資料」	【最先端の技術に関する教育】特別講演会や進路セミナーは特別活動（H R）の一環として、出欠をとった上で実施している。	
■ 最先端の技術に関する教育			
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■ 適切に取り扱っている	資料5-1-2-(2)-01「単位互換制度の内容がわかる資料」		
観点 5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。 【留意点】 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 （注）PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
■ 行っている	資料5-1-3-(1)-01「創造力を育む教育方法の工夫」		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-02「創造力を育む教育方法の工夫実施状況がわかる資料」		
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(1)-03「創造力を育む授業の成果」		
	本校では全体として創造力を育む教育を取り入れているが、機械工学科の創造設計製作、電気工学科の電気・電子工学創造実験、電子制御工学科の電子制御工学実験Ⅰ～Ⅲ、システム設計製作、情報工学科の情報アクティブラーニングⅠ・Ⅱ、物質化学工学科の物質化学工学実験Ⅲは特に創造力に関わる授業を行っている。その成果として、各種コンテストでの入賞を実施状況が分かる資料を添付した。低学年から専攻科生にわたる、いろいろな年代が積極的に学外のコンテストに参加して表彰を受けていることがわかる。		

(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。）		
	資料5-1-3-(2)-01「実践力を育む教育方法の工夫」	本校では、本科におけるインターンシップの科目名を「学外実習」としている。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-02「実践力を育む教育方法の工夫実施状況がわかる資料」		
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(2)-03「実践力を育む授業の成果」		
	全学科で学外実習（インターンシップ）を選択科目として実施しており、その参加者は年によって違うが6割～8割である。また、就職を視野に入れている学生は実践的な（ビジネス系の）コンテスト、進学し研究者を目指す学生は学会発表に積極的に参加し、どちらも受賞などの好成績をあげる学生が出ており、本校の実践力教育の成果と判断する。		
5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
正課外プログラムとして、「グローバル工学協働教育プログラム」と「しなやかエンジニア教育プログラム」を実施している。 ・グローバル工学協働教育プログラムは、グローバルに活躍できるエンジニアを養成することを目的としている。 (https://www.nara-k.ac.jp/nitnc-gec/project/education/) ・しなやかエンジニア教育プログラムは、多様な担い手が集まる生産、開発現場において、新しい価値を持ったモノ・コトを作り出すことができる「豊かな感性・表現力」を備えたエンジニアリーダーの育成を目的としている。 (http://shinayaka.nara-k.ac.jp/) ・両プログラムとも実施効果を点検しながら、順次正課に移行して全学生への教育効果向上を目指す計画となっている。また、授業の中でSDGsに関する取り組みなど、現代的な教育も取り入れている。			
	資料5-1-特-01「グローバル工学協働教育プログラム」		
	資料5-1-特-02「しなやかエンジニア教育プログラム」		
評価の視点 5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			
観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 【留意点】 なし。			
関係法令（設）第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らし、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01「教育課程編成がわかる資料」		
	資料5-1-1-(2)-01「一般科目と専門科目の割合」		再掲
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 一般科目と専門科目のバランスはくさび形となっており、1、2年生は8割程度を一般科目として中学からの接続性に配慮している。芸術系科目として、音楽か美術を選択必修科目として編成している。3年生で一般科目と専門科目が五分五分となり、4、5年生では8割を専門科目が占め、高い専門性を教授している。5年生の一般科目では学生の希望を取り入れるため、一部は選択科目を配置している。各分野別に基礎から応用へ段階的に科目が配置され、専門性に照らしても体系化された教育課程となっている。また、各学科のカリキュラムポリシーに明示されているように、実験・実習・卒業研究などの実技系科目が、学年毎に配置されている。その割合は単位数で、3、4年生で10%～20%程度、5年生では30%程度となっている。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教材の工夫 ☐ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01「教材の工夫（自作の教材）がわかる資料」		
	資料5-2-1-(2)-02「対話討論型授業がわかる資料」		
	資料5-2-1-(2)-03「情報機器の活用がわかる資料」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。 【留意点】 なし。 関係法令（設）第17条、第17条の3 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		

■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年 ■ 担当教員名 ■ 教育目標等との関係 ■ 達成目標 ■ 教育方法 ■ 教育内容（1授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 ■ 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定 ■ 教科書・参考文献 ☐ その他	資料5-2-2-(1)-01「webシラバス作成要領に関する資料」 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。 		
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料 資料1-1-3-(2)-02「学生による点検評価と改善の資料」 ◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。 資料1-1-3-(2)-02「学生による点検評価と改善の資料」 平成27年度の授業アンケートにおいてシラバスの活用度が大変低く、その改善方策を探ってきた。改善策として冊子媒体で学生に配布していたものをWebに移行し、いつでも確認できるようにした。さらに、平成28年度から各年度の各科目の授業開始時に、担当教員からシラバスの説明を必ずするように依頼した。また、教員もシラバスに沿った成績評価をしたか、授業チェックシートにて点検するように項目を立てた。つまり、教員側のシラバスの活用状況を改善することで、学生側のシラバス活用状況の改善を図った。その結果、令和元年度の授業アンケートでは、シラバスの活用に関しては改善が見られつつある。	現在ではシラバスの活用状況を直接的に把握するアンケートは実施していないが、授業アンケートにおいて「シラバスと授業の整合性」に関する問いを設けており、その回答をシラバスの活用状況の把握に替えている。 この質問で学生が肯定的な回答を多数していることから、学生がシラバスを認識し、授業内容との整合性を判断できるレベルで理解していると思われる。この事が、学生がシラバスを活用している状況だと考えている。	再掲
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。） 資料5-2-2-(3)-01「年間30時間を確保していることを示す資料」 資料5-2-2-(3)-02「令和2年度年間行事予定表」		
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。 ■ 1単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。 資料5-2-2-(4)-01「1単位時間50分規定を45分で運用している資料」		

	90 分（45 分×2 連続）の授業時間で運用している。これにより、出欠確認、教材や機器等の準備・後片付け作業が一度で済み、標準50分×2 回に相当する教育内容を確保している。 一部連続でない授業は補講により75分以上の授業時間を確保し、標準時間を超えて実施するようにしている。		
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■ 明示している	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(5)-01「学修単位について説明・記載する資料」		
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ■ 授業外学習の必要性の周知 ■ 事前学習の徹底 ■ 事後展開学習の徹底 ■ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(6)-01「授業時間外の学習の必要性を示す資料」	【授業外学習の必要性の周知】	
	資料5-2-2-(6)-02「事前学習・事後展開学習の徹底を示す資料」	【事前学習の徹底・事後展開学習の徹底】	
	資料5-2-2-(6)-03「授業外学習の時間の把握を示す資料」	【授業外学習の時間の把握】	
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		
5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
教育課程とカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの対応を総務委員会において年1回確認している。			
	資料5-2-特-01「教育課程とC P・D Pの対応を確認している資料」		
評価の視点			
5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-3-1-(1)-01 「成績評価や単位認定に関する資料」	第5・6条、第10条	
	資料5-3-1-(1)-02 「シラバスに基づく成績評価」		
	資料5-3-1-(1)-03 「授業チェックシート」		
		本校では、カリキュラムポリシーでシラバスに基づく評価を規定しており、また学生指導必携においてシラバスに基づく成績評価を定めている。よってカリキュラムポリシーに基づいた成績評価がなされていると判断する。	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-09 「令和元年度進級認定資料」		再掲
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(3)-01 「学校として把握していることがわかる資料」	学修単位科目(1単位45時間の単位の本校での名称)においては、授業時間外の学習を必要とする到達度をシラバスで定め、カリキュラムポリシー及びシラバスに基づいて成績評価している。これをもって、学生は必要な授業時間外の学習をしたと判断している。	
	資料5-3-1-(1)-03 「授業チェックシート」	全ての科目でシラバスにしたがって成績評価がなされたこと、および時間外の授業時間外に行った学習指導の種類は授業チェックシートにて把握し、グループFDで共有しているが、さらに全学的な把握をする方法は検討中である。	再掲
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-1-(4)-01 「学生への成績評価や単位認定に関する周知がわかる資料」		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-08 「ポリシー並びに学習に関するアンケート結果を示す資料」		再掲
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(6)-01 「追試験再試験の成績評価方法」	申合せ6、10	

(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
■ ある	資料5-3-1-(7)-01 「学生からの成績評価異議申し立てに関する資料」	定期期末試験ごとに答案返却期間を定め、学生からの評価に対する申し立てができるようにしている。学期末の成績の確認に関しては、教務委員会で検討がされ、今年度からの実施が決まった。	
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	資料2-4-1-(1)-03 「グループF Dによる事後チェックに関する資料」	【成績評価の妥当性の事後チェック】	再掲
■ 成績評価の妥当性の事後チェック	資料3-2-5-(3)-09 「令和元年度進級認定資料」	【成績評価の妥当性の事後チェック】	再掲
■ 答案の返却	資料5-3-1-(7)-01 「学生からの成績評価異議申し立てに関する資料」	【答案返却・模範解答や採点基準の提示・試験問題のレベルが適切であることのチェック】	再掲
■ 模範解答や採点基準の提示	資料5-3-1-(8)-01 「答案返却期間の時間割資料」	【答案返却・模範解答や採点基準の提示・試験問題のレベルが適切であることのチェック】	
□ G P A の進級判定への利用	資料5-3-1-(8)-02 「提示している模範解答例」	【答案返却・模範解答や採点基準の提示・試験問題のレベルが適切であることのチェック】	
■ 成績分布のガイドラインの設定	資料2-4-1-(1)-03 「グループF Dによる事後チェックに関する資料」	【答案返却・模範解答や採点基準の提示・試験問題のレベルが適切であることのチェック】成績根拠資料に模範解答と配点があることを確認している。それをもって模範解答の提示とみなしている。	再掲
□ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック	資料5-3-1-(8)-03 「成績評価等に対する客観性・厳格性確保のための体制に関する資料」	【成績分布のガイドラインの設定】 申合せ1、5、7、21、22	
■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック			
□ その他			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		

	本校では以下のような取り組みの場を設けている。 ・学級担任・教科担当連絡会：担任から教科担当への成績評価に関する確認の場 ・進級認定会議：その年度における成績評価に対する情報交換・審議の場 ・グループF Dによる点検体制：授業・試験問題のレベル、成績評価の妥当性の事後チェックの場 これらの場を利用し、下記のような流れで、「成績評価の妥当性の事後チェック」をしている。 本校では「学級担任・教科担当情報交換会」と「学級担任・教科担当連絡会」を1年に1回ずつ実施しており、クラスごとの成績一覧資料により、教員相互が各科目の成績評価の点検を行っている。 また、年度末にグループF Dを実施し、教員相互が教育の点検を行っている。グループF Dは成績根拠資料と授業チェックシートを通して授業毎にシラバス通りの成績評価、成績評価の根拠資料の保存、答案返却の状況を確認している。 「試験問題のレベルが適切であることのチェック」が示されている資料は、教科担当連絡会議資料及びグループF Dの点検を示しており、各科目の成績評価の平均点、試験及びその評価方法は適切であるか等の項目を通して、試験問題のレベルを確認している。 また学生には、開講科目の到達目標、ルーブリック、学業成績の評価基準及び評価割合をシラバスに記載し、Web上に公開・活用している。前後期の期末試験では、試験返却期間を設定して、採点した試験答案を返却し模範解答及び採点基準を示し、学生に確認させている。 「成績分布のガイドラインの設定」が示されている資料は、成績評価の事務手続きに関する事項を示しており、各科目の平均点が極端に低くならないよう、また不可の評価の学生が極端に多い分布にならないように配慮している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。 【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料5-3-2-(1)-01「修業年限を定めた資料」	第2条	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-2-(2)-01「卒業認定基準を定めた資料」	学則：第12条、別表1・2 成績評価、進級及び卒業の認定規則：第10条	
	資料5-2-特-01「教育課程とCP・DPの対応を確認している資料」		再掲
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01「卒業認定資料」		
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(4)-01「学生に周知している卒業認定基準を定めた資料」		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-08「ポリシー並びに学習に関するアンケート結果を示す資料」		再掲
5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 5

優れた点

学生の設計能力や問題解決能力を育むために、創造性教育科目が全学科に配置され、学科の専門性と対象学年に応じて適切な指導が実施されている。その結果、学生の学外活動(学会やコンテスト)への参加も盛んであり、多くの成果が上がっている。

改善を要する点

学生の成績に関する疑義の申し入れのルール及び期間を今年度中に改善する。

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点 6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。			
観点 6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
関係法令（設）第3条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01「入学者受け入れに関する資料」		
	資料6-1-1-(1)-02「入学試験合否判定資料」		
		入試の配点比率は 適性検査枠 試験：面接：内申＝2：1：1 女子枠 面接：内申＝1：1 学力検査枠 試験：内申＝5 0：2 7	
	資料6-1-1-(1)-03「面接、合否判定基準に関わる資料」	【訪問調査時資料】	
観点 6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01「入学者受け入れの検証に関する資料（入試専門部会）」	第2・3条	
	資料6-1-2-(1)-02「入学者受け入れの検証改善に役立てる体制に関する資料（教職員会議）」	第3条	
	資料6-1-2-(1)-03「入学者受け入れの検証に関する資料（総務委員会）」	第2条	
	資料6-1-2-(1)-04「入学者受け入れの検証改善に役立てる体制に関する資料」		

		入試実務および合否判定は学校の方針決定機関である企画会議からの指示で、入試専門部会が実施する。 合否に関しては運営会議および教職員会議で審議され、多様な視点から検証が行われる体制としている。これによって各学科ごとの、合格の基準、合格者数、アドミッションポリシーの適合度の情報共有および検証がなされていると判断する。 さらに、合格者の入学後の様子からのアドミッションポリシー適合度については、PDCAのチェック部門として総務委員会によるアンケートが1年生の担任を対象に実施されている。その結果は校長をメンバーに含む企画会議に報告される。 企画会議は上記のような多様な視点からの指摘を集約し、改善の方針を校長を中心に決定し、その方針に基づいて入試専門部会が入試制度の改善の図る流れとなっている。	
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01「入学者受け入れの検証に関する資料（入試専門部会）」	検証の結果は、入試専門部会で、入試方法を含めた改善を検討する体制となっている。	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料		
■ 行っている	資料6-1-2-(2)-01「検証を行っていることがわかる資料」		
	資料6-1-2-(2)-02「アドミッションポリシー適合度」		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
■ 改善に役立てている	資料6-1-1-(1)-01「入学者受け入れに関する資料」	【推薦定員について】	再掲
	資料6-1-2-(2)-02「アドミッションポリシー適合度」	【アドミッションポリシー適合度について】	再掲
	アドミッションポリシーの検証は今年度入試からの実施なので、改善は無い。 前回の入試制度の改革については以下の通り。 長年の入学者の成績等の分析により、中学校の調査書の成績が良い者は、入学後の学業成績も良いという傾向があるため、推薦選抜での合格者数を徐々に増やしてきた。高専機構では、推薦選抜での合格者割合について制限を設けているが、本校では女性エンジニアリーダー養成枠を新設し、女子受験者の増加を狙うとともに、特別に推薦での枠の増加を認めてもらった。この動向に合わせ令和元年度にアドミッションポリシーの改善を行った。 また、担任・学科主任に対し、アドミッションポリシーの適合度に関するアンケートを令和元年度から開始しており、改善を行ったアドミッションポリシーでも入学後の成績と合わせて分析、検討を行うことで今後も改善に繋げていく予定である。		

観点 6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

- 【留意点】
- (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。
 - (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令 (設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 (平成15年3月31日文部科学省告示第45号)

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所		
	資料6-1-3-(1)-01 「学生定員に関する資料」	第7条	
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料6-1-2-(1)-01 「入学者受け入れの検証に関する資料 (入試専門部会)」	資料のように、準学士課程に関わる試験全般の業務が企画会議からの付託を受け、入試専門部会が実施している。可否判定が運営会議を経由することで、各学科の合格者数および学科間のバランスについて学科主任から直接意見が出せるシステムになっている。入学定員と実入学者数の関係も把握される。それらの意見を参考に企画会議において定員と合格者数に関する改善方針が校長を中心に決定され、その方針に基づき入試専門部会が入試制度の改善案の提案を行う。	再掲
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		

(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去 5 年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準 6

優れた点			
2019年度入学生から入試方法を変更。女性エンジニアリーダー養成枠を設定した。このように時代や社会のニーズに合わせ入試制度改善している。また入試制度の変更に伴ってアドミッションポリシーも見直し、変更した。現在 2 学年に適用したが、あくまで少人数のため、今後も入試改善の成果とアドミッションポリシーへの適合度に関して、調査を続ける予定である。			
改善を要する点			
特になし			

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点 7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】 ○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-01「成績評価、卒業認定の体制を示す資料」	成績評価、進級及び卒業の認定規則：第10条 教職員会議規程：第3条 成績評価、進級及び卒業の認定に関する申合せ：5	
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料5-3-2-(3)-01「卒業認定資料」		再掲
	資料7-1-1-(1)-02「卒業追認定資料」		
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-03「卒業率、進級率を示す資料」		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		

	カリキュラムポリシーに従って、必要な科目を配置しており、その科目の合格点をとることで修得を認め、卒業を認定していることがわかるので、学習の成果、教育の成果がともに認められたと判断できる。資料7-1-1-(1)-03から、毎年5年生の96%以上が卒業しており、ディプロマポリシーのレベル設定と、教育の成果は整合すると判断できる。以上から学生の学習と本校の教育の成果が出ていると判断できる。		
観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料6-1-2-(1)-03 「入学受け入れの検証に関する資料（総務委員会）」		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-11 「意見聴取（卒業・修了時）の結果に関する資料」		再掲
	資料1-1-3-(1)-12 「意見聴取（卒業後）の結果に関する資料」		再掲
	資料1-1-3-(1)-13 「意見聴取（JABEE修了生）の結果に関する資料」		再掲
	資料1-1-3-(1)-14 「意見聴取（進路先）の結果に関する資料」		再掲
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(5)-01 「把握・評価の実施状況がわかる資料」		
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている			

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 資料の分析結果から、概ね卒業の認定に関する方針に沿った学習・教育の成果が認められると判断できる。卒業時のアンケートにおいてはディプロマポリシーの自己達成度は概ね高い値となっている。		
観点 7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第122条 (施)第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【別紙様式】卒業生進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 平成27年～令和元年度の卒業生進路実績表から十分な学習・教育の成果が認められる。卒業生進路実績表より、過去 5 年間の就職については、本科・専攻科とも、ほぼ100%（H28の専攻科化学工学専攻は就職希望者 0 人のため 0 %となっている）である。 進学率については平均で90%以上である（学科年度別の最低でも80%）。進学先の大半が理学部、工学部であり、実践的な技術を身につけたのち、より高いレベルの知識、技術の獲得を求めて大学に進学していることわかる。就職においても、出身学科と関わりの深い業種・職種に就いている。以上から、学習・教育の成果として、十分な結果が得られていると判断する。		

7－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 7

優れた点			
本学全体及び、設置の全学科・専攻においてディプロマポリシーを明確に定め、広く公開するとともに、課程修了及び卒業認定の際には、科目担当教員により構成される卒業認定及び進級認定の教職員会議において学生個々の学習・教育の成果を確認し、認定を行っている。また、ディプロマポリシーに対する学習・教育の達成度については、卒業・修了時の学生からの意見聴取を行っている(卒業時アンケート)。その結果、ディプロマポリシーの自己達成度は、「基準を超えるまたは完全に達成」という高評価でも40%以上、ほぼ満たす達成度まで加えると99%で自信を持って卒業していくことがわかっている。また5年次の卒業率は、過去3年間96%を上回り、修了率はほぼ100%となっている。進路も就職率・進学率共に高い値となっているが、その進路先も完全に学生の希望に沿ったものであり、県外への進路も多い。これは全国及び関西圏での本校の競争力が高いことの現れと認識している。これらのことから、学習・教育の成果は、非常に高いレベルで出ていると判断する。			
改善を要する点			
特になし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。				
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 【留意点】 ○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はＪＡＢＥＥ認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する				
（根拠理由欄） カリキュラムポリシーは観点1-2-⑤で述べたように、適切に設定され、カリキュラムポリシーと教育課程の対応が取れているかも確認している。 本校の専攻科は、平成29年に特例適用専攻科認定を受けており、本専攻科の授業科目は本科高学年（3、4、5年）と合わせ、大学と同等のレベルで授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断できる。				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。		◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はＪＡＢＥＥ認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する				
（根拠理由欄） 本校の専攻科は、平成29年に特例適用専攻科認定を受けているので、本専攻科の授業科目は本科高学年（3、4、5年生の科目で申請）と組み合わせた一体の審査を受けており、大学と同等のレベルで授業科目が発展的に設定、配置されていると判断できる。				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料8-1-3-(1)-01「授業形態の開講状況がわかる資料」		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
単位数による計算で講義65%、演習・研究35%となっており、選択科目は講義に集中していることから、授業形態のバランスは、演習・研究を重視する方針から考えても妥当だと判断できる。			
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 □ 基礎学力不足の学生に対する配慮	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-3-(2)-01「少人数教育の実施状況がわかる資料」	【少人数教育】	
	資料8-1-3-(2)-02「学習指導上の工夫がわかる資料」	【教材の工夫・対話・討論型授業・フィールド型授業・情報機器の活用】	

☐ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本専攻科が平成29年に特例適用専攻科として認定されているということは、本専攻科の教養教育や研究指導が教員の配置やシラバス上の指導内容を含め、適切に行われていることだと判断できる。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		

観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

(根拠理由欄)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所		
	資料8-1-5-(1)-01 「成績評価や単位認定に関する規程等資料」	専攻科履修規程：第7条	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01 「専攻科修了認定資料」		
	資料8-1-5-(2)-02 「シラバスに基づく成績評価」		
	資料5-3-1-(1)-03 「授業チェックシート」		再掲
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-2-2-(6)-02 「事前学習・事後展開学習の徹底を示す資料」		再掲
	資料5-3-1-(1)-03 「授業チェックシート」		再掲
		本科と同様に、専攻科においてもシラバスに事前学習・事後展開学習を記載し、授業チェックシートでシラバス通りの授業展開を自己点検、かつ、点検結果を総務委員会で集約することで、学校としての把握につなげることになっている。ただし、シラバスに事前学習・事後展開学習を記載するよう決定したのが今年度（令和2年度）であるため、実質的な活動はまだ行われていない。現状では、システムの構築に留まっている。	
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01 「単位認定基準の周知の取組がわかる資料」		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01 「専攻科アンケート資料」		再掲

(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 資料8-1-5-(6)-01「追試・再試験の評価の規程」	追試験、再試験ともに本試験と同等に扱う。校専攻科履修規程：第6～8条	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料 資料3-2-2-(1)-03「オフィスアワーの整備に関する資料」 資料8-1-5-(7)-01「学生からの成績評価異議申し立てに関する資料」	令和2年度より異議申し立ての制度を作る事が委員会で決定した。実施は令和2年前期末からを予定している。規程等は現在整備を進めている。	再掲
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P Aの進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	資料2-4-1-(1)-03「グループF Dによる事後チェックに関する資料」 資料8-1-5-(2)-01「専攻科修了認定資料」 資料2-4-1-(1)-03「グループF Dによる事後チェックに関する資料」 ◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 専攻科も同様に実施している。成績根拠資料に模範解答と配点があることを確認している。それをもって模範解答の提示がなされたものとみなしている。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。	【成績評価の妥当性の事後チェック】専攻科の科目についても本科と同様に実施している。 【成績評価の妥当性の事後チェック】 【答案返却・模範解答や採点基準の提示・試験問題のレベルが適切であることのチェック】	再掲 再掲 再掲
観点8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
関係法令 (法)第119条第2項			

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、ＪＡＢＥＥ認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。
なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を１年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料8-1-6-(1)-01「修了年限が明記された規則」	第35条	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料8-1-6-(2)-01「修了要件が明記された規則」	学則：第37条 専攻科履修規程：第9条 システム創成工学教育プログラム履修規程：第10・11条	
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-5-(2)-01「専攻科修了認定資料」		再掲
	資料8-1-6-(3)-01「修了及び学位取得状況がわかる資料」		
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-6-(4)-01「修了認定基準が周知されていることを示す資料」		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01「専攻科アンケート資料」		再掲

8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
専攻科の修了に際しては、JABEE認定専攻においては、JABEEの学習・教育目標（＝ディプロマポリシー）の達成度を、JABEEを有しない専攻においては、ディプロマポリシーの達成度を「システム創成工学教育プログラム達成評価委員会」においてポイント制を用いて評価している。			
	資料8-1-特-01「ポイントによる達成評価」		
評価の視点 8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。 観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01「2020（令和2）年度専攻科学生募集要項」		
	資料8-2-1-(1)-02「2020（令和2）年度専攻科推薦入学者選抜選考基準」		
	資料8-2-1-(1)-03「2020（令和2）年度専攻科入学試験選考方針」		
	資料8-2-1-(1)-04「2020（令和2）年度専攻科入学試験合否判定資料」		
	資料8-2-1-(1)-05「2020（令和2）年度専攻科推薦選抜面接評価調書」	【訪問調査時資料】	
	資料8-2-1-(1)-06「2020（令和2）年度専攻科学力選抜面接評価調書」	【訪問調査時資料】	
	特に配点については以下の通りである。 ●推薦 入学者の選抜は、推薦書（出身学校長もしくは所属企業等の長から提出されたもの）、調査書もしくは学業成績証明書（100点）及び面接（100点）の結果を総合して行います。 ただし、面接点が40点以下の者は、本校専攻科のアドミッションポリシーに著しくそぐわないと判断し、不合格とします。		

		●学力 〔A方式〕専願受験 調査書もしくは学業成績証明書（100点満点）、学力検査（数学100点満点、専門150点満点）、面接（150点満点）及びTOEICスコアによる英語学力評価（100点満点）の結果を総合して行います。 ただし、面接点が60点以下の者は、本校専攻科のアドミッションポリシーに著しくそぐわないと判断し、総得点に関わらず、不合格とします。 〔B方式〕一般受験 調査書もしくは学業成績証明書（100点満点）、学力検査（数学100点満点、専門150点満点）、面接（50点満点）及びTOEICスコアによる英語学力評価（100点満点）の結果を総合して行います。 ただし、面接点が20点以下の者は、本校専攻科のアドミッションポリシーに著しくそぐわないと判断し、総得点に関わらず、不合格とします。	
		●社会人 入学者の選抜は、成績証明書、志願理由書、業績報告書（100点）、学力検査（250点）、面接（50点）及びTOEICスコアによる英語学力評価（換算点100点）の結果を総合して行います。 ただし、面接点が20点以下の者は本校専攻科のアドミッションポリシーに著しくそぐわないと判断し、不合格とします。 https://www.nara-k.ac.jp/enterschool/senkou/bosyu/	

観点 8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】
なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01「専攻科委員会規程」	第2条	
	資料6-1-2-(1)-03「入学者受け入れの検証に関する資料（総務委員会）」		再掲
		検証は、専攻科委員会と総務委員会（入学後の各専攻、コースからの意見聴取）で分担。改善は専攻科委員会が実施する。	
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01「専攻科委員会規程」		再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料		

■ 行っている	資料6-1-2-(2)-02「アドミッションポリシー適合度」		再掲
(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている			
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 資料8-2-2-(3)-01「専攻科の3ポリシー改定に関する資料」		
	アドミッションポリシーの適合度を令和元年度から調査し始めた。概ね良好な結果である（75%以上の適合度）。継続的に点検し、必要があれば専攻科委員会にて改善を実施する。		
観点 8－2－③ 実入学人数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学人数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料8-2-3-(1)-01「学生定員が明記された規則」	第32条	
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学人数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料8-2-2-(1)-01「専攻科委員会規程」	第2条に入試に関わる実務的な業務も含まれる。 専攻科委員会から合否について、運営会議に提案が出され、各専攻・コースの合格者数について該当の専攻・コース代表からの意見が把握される。これらの情報に基づき校長を中心として企画会議で改善の方針が決められ、専攻科委員会が改善案が検討される。	再掲
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学人数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		

(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。 資料8-2-3-(4)-01 「入学定員超過に対する改善の取り組みがわかる資料」 資料8-2-3-(4)-02 「入学者選抜の改善のための体制に関する資料」 専攻科入学者については、推薦入試選抜において優秀な学生を確保するため、定員近くの合格者を出している。その後に行う学力選抜において、学力受験者に対して合格を発表するため、入学者数が定員を上回ることが多い。しかし、学生研究室及び学生実験室には余裕があり、実験実習の装置などにも不足はなく、特に教育・研究に支障をきたしていることはない。 状況改善のため、定員増を申請し、29年度に20名→30名で許可された。さらに実入学者数と定員の差を減らす議論を専攻科委員会で議論している。		
8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
8－3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8－3－① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		

■ 整備している	資料8-3-1-(1)-01「ディプロマポリシーに沿った学習・教育・研究の成果を把握するための体制整備に関する規程」		
	資料8-2-2-(1)-01「専攻科委員会規程」		再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-1-5-(2)-01「専攻科修了認定資料」		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(2)-01「ディプロマポリシーに沿った学習・教育・研究成果の把握・評価の実施状況がわかる資料」		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料8-1-6-(3)-01「修了及び学位取得状況がわかる資料」		再掲
	資料8-3-1-(3)-01「専攻科修了状況まとめ」		
本校専攻科では、学生が修了時に身に付けるべき学力、能力・資質についてディプロマポリシーを定め、さらにディプロマポリシーに沿った人材を育成するためのカリキュラムポリシーならびにそれに基づくプログラムの学習・教育到達目標の達成度評価基準を定めている。専攻科の修了認定基準を満たしているかは、専攻科委員会で把握、決定される。学習・教育到達目標に対する学生の到達度(学習・教育の成果)については「修了要件確認表」で確認、把握し、JABEE統括会議、運営会議合同会議にて決定される。 「進級率、留年率、退学率及び修了率の過去5年間分のデータ」に示すように、進学率、就職率は共に100%。また原級留置者及び退学者は非常に少なく、修了率は平均で95%程度であることから、修了認定に関する方針（ディプロマポリシー）に沿った学習・教育の成果は認められると判断する。			
観点8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-2-2-(1)-01「専攻科委員会規程」		再掲
	資料8-3-1-(1)-01「ディプロマポリシーに沿った学習・教育・研究の成果を把握するための体制整備に関する規程」		再掲
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-11「意見聴取（卒業・修了時）の結果に関する資料」		再掲
	資料1-1-3-(1)-13「意見聴取（JABEE修了生）の結果に関する資料」		再掲
	資料1-1-3-(1)-14「意見聴取（進路先）の結果に関する資料」		再掲
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(5)-01「把握・評価の実施状況がわかる資料」		再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(5)-01「把握・評価の実施状況がわかる資料」		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		

	進路先、修了生のアンケートから、本専攻科における学習・教育・研究の成果が得られていることがわかる。卒業生からは、教養的能力の教育が十分と不十分が五分五分程度の自己評価となっている。進路先からは、英語による基礎的コミュニケーションを除けば、良好な評価が得られている。この点は、前回の機関別認証評価での指摘点と同様である。改善策は実施してはいるが、より詳細な検証と対策が必要と思われる。	
--	---	--

観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【別紙様式】修了者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 就職率、進学率ともほぼ100%である。修了生は、本専攻科において十分な学力、資質・能力を身に付けた結果、希望の進路先に進むことができていると言える。本専攻科で身に付けた学力、資質・能力は十分に高いことが分かる。		

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-1-6-(3)-01「修了及び学位取得状況がわかる資料」		再掲

8－3　特記事項　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
令和2年度より、豊橋技術科学大学と連携して「先端融合テクノロジー連携教育プログラム」を実施している。 このプログラムは、豊橋技術科学大学と高等専門学校専攻科が強みをもつ教育資源を有効活用しつつ、卒業後、地域等の社会で活躍することができる分野横断型の実践的技術者を育成することを目的とし、長野工業高専、岐阜工業高専、沼津工業高専、鈴鹿工業高専、奈良工業高専の専攻科とそれぞれ連携・協力して実施する。 連携教育プログラム履修者は、豊橋技術科学大学と連携高専専攻科の双方に在籍し、それぞれの課程を修了することにより、大学卒業証書(学士の学位記)並びに高専専攻科修了証書が交付される。			
	資料8-3-特-01「 連携教育プログラム 」		

基準 8

優れた点			
本校の専攻科では、連携教育プログラムという本校専攻科と豊橋技術科学大学が共同して学生を育成するプログラムも実施している。学生は専攻科と豊橋技科大の両方の学籍を持ち、両機関の科目を分野横断的に履修することができる。そのため、学生の将来目指す技術者像を明確にしたうえで、その興味、関心に対応した個別のカリキュラムを編成することができる。 また、専攻科教育の成果としては、在学中に学会発表を積極的に行っており、学生の発表数に関して、平成30年度は国際学会18件、国内学会94件。平成31（令和元）年度は 国際学会32件、国内学会86件と、毎年100件を超える発表を行っている。 さらに、修了者の学位取得は過去5年間100%であり、修了生の能力が十分身についていると考えられる。なお、修了時の自己のディプロマポリシー達成度アンケートにおいても「基準を超える、または完全に達成」の高評価が60%を超え、「ほぼ達成」まで含めると100%である。進路先も就職及び、大学院共本人の希望に沿う進路先に進んでいることから、専攻科における学習・教育の成果が出ていると判断する。			
改善を要する点			
専攻科の定員に対して実入学者を適正に抑える方策を検討中である。			